

文明開化と復讐物語

松 原 真

一 はじめに

仇討ちが法によって禁止された後でも、復讐物語がその需要を失ったわけではない。

明治六年（一八七三）二月、仇討ち——個人の実力行使（殺人）をとともなう復讐——は法律によって禁止された⁽¹⁾。「身に漆をさし炭を飲といふ程に千辛万苦して首尾能く敵を討遂たハ天晴お手柄——と古い草双紙なら末の巻の十丁目に上下を着た人に煽がれてゐるその裏の半丁に夫婦して戴いた御褒美の台などを持てゐる処でめでたし——」と幸福な結末が約束されていた時代は終わり、「君父の讐討も首尾能く仕遂た所が人殺の処刑は脱れず」という時代が到来したのである（高島藍泉「因果応報」，東京絵入新聞，明十五・六・一投書）。しかし，法律が仇討ちを禁じた後でも，復讐物語は同時代の人びとに求められつづけた。

今や明らけく治れる大御代とて敵打の事ハ法律の許さざる所なるにも拘らず忠臣蔵の芝居ハ大入の人気を落さず時待ち得たる優曇華のトカ俱不戴天といへる語気の輒もすれバ絵入新聞の続物に出現するハ蓋し野蛮遺伝の未だ全く消滅せぬものと見ゆるなり（坂崎紫瀾「復讐主義の話」，自由燈，明十七・十・十二社説）

ここでは、江戸期を代表する復讐演劇があいかわらず人気で、復讐を主題とする小説が新聞に掲載される現状が嘆じられている。復讐物語は、明治時代であっても、商品としての訴求力を保ちつづけたわけである。

では、仇討ちが禁止された時代の復讐物語は、どのような内容を備えていたのだろうか。言い換えれば、復讐物語は、新たな制約に対してどのように応じ、同時代を乗り切ろうとしたのか。本稿ではこの問題を、近代日本初期⁽²⁾に発表された娯楽

性の強い小説群を対象として考察したい。娯楽的な小説は、当然、江戸後期の戯作小説と連続性を有する。したがって、明治期に発表された娯楽的な小説における復讐物語を考察することは、日本社会が近代とどのように出会ったのかを解明するうえで、ひとつの手掛かりを提供するものと思われる⁽³⁾。

* * *

「君父の讐討も首尾能く仕遂た所が人殺の処刑は脱れず」となった以上、明治期の復讐物語は、従来の方法で行われた復讐に、従来と同様の肯定的な結末を用意することができなくなる。本論に入る前にこのことを確認しておく。

明治戯作における仇討ち物の代表作とされる⁽⁴⁾岡本起泉『川上行義復讐新話』^{かわかみゆきよしあだうちばなし}（明十四、島鮮堂）も、彩霞園柳香『冬楓月夕栄』^{ふゆもみじつきのゆうばえ}（明十四、金松堂）も、主人公が仇敵を殺害した後に自首したところで終わる。主人公の艱難辛苦は全く報われない。つまり、どちらの作品も、主人公の実力行使が褒賞されるべき行為ではなく、罰せられるべき犯罪であると認めるのである。

両作は実際の事件に取材した時事小説であったが、虚構性が強いと推される小説でも、肯定的な結末は見られない。『新説豊の秋』（無署名、絵入自由新聞、明二十・五・三～七・三十）は、父親と夫を密告し自身の貞操を汚した仇敵を主人公が死に追いやった後に自殺して終わる。渡辺霞亭『墨染桜』（めさまし新聞、明二一・三・十一～四・二二）は、兄と情人を殺害した仇敵を主人公が討った後に自殺して終わる。斎藤緑雨『涙』（めさまし新聞→東京朝日新聞、明二一・六・二七～七・二八）は、父親を闇討ちし、母親を死に追いやった仇敵に主人公姉弟が復讐しようとし、弟は返り討ちに遭い死亡し、姉は本懐を遂げた後に自殺して終わる。島田美翠『かたき討』（明二六・七、駸々堂）は、妻子を殺害された主人公が仇敵を討った後に自首して終わる。

このように、明治期に出された復讐物語において、仇敵を討つための実力行使は賞賛しがたい犯罪とされる。「めでたし〜」の大団円が忌避され、代わって悲劇的な結末が配置されるのだ。では、仇討ちが禁止された時代にあって、復讐物語はどのようにすれば幸福な結末をむかえられるのだろうか。どのような方法で決着がつけられれば、主人公の艱難辛苦は報われるのか。

二 善心による代行

仇討ちが禁止された以上、復讐物語は、いままでの方法に代わる大望成就の方法を編み出さねばならなかった。仇敵を主人公がみずから殺害する以外の方法が模索されたのである。

たとえば、柳葉亭繁彦『名筆土佐画手帖』(明十九・四、栄進社)⁽⁵⁾は、囲碁の遺恨がもとで父親と母親を殺害された主人公が、仇敵に囲碁で勝利することにより復讐するという作品であった。梗概を私に示す。

囲碁の勝負に負けそうになった悪漢の武士添田虎一は、相手の武士名村克己を殺害する。名村の妻お香と娘お光は復讐を誓い、添田が仇敵であると突き止めるが、お香は添田に返り討ちされる。維新後、添田はある日聴聞したキリスト教の講義がきっかけで、先非を告白して改心し、お光に討たれることを望む。一方、お光は仇敵の動静を探るために、居留地のキリスト教女学校に入学する。しかし、お光は教師に、仇討ちは維新後禁止されており神の教えにもかなわないと、仇討ちを思いとどまるよう説得される。また日頃世話になっている人物から、囲碁の勝負で復讐を遂げるよう提案がある。結果、そうすることになり、お光が添田に勝つことで大望成就したこととなる。その後お光は東北某県に奉職する男と結婚し、娘に名村の家名を継がせる予定でいる。添田はキリスト教の布教活動に尽力する。

本作では殺人行為による復讐を囲碁によって代替している。主人公お光は、囲碁の師匠の息子で、日頃世話になっている人物に以下のように提案される。

もとへ じけん はじめ い ご しょうぶ おこ ことゆゑさいへ みつ えうせう こと ほか
 元来事件の起因と云ふハ碁の勝敗より起った事故幸ひお光も幼少より殊の外
しうしん すで こじん あひなつ てまへ ぐ ふ した ま ゆくへりつば ごかく
 なる執心にて既に古人に相成た僕の愚父も舌を巻き往々立派な碁客にならうと
まう こと ぞん を とり なほ ばんめん ふたり いで あ ところ な な の か
 申した事も存じて居れば取も直さず盤面を兩個が出会ふ処と為し名乗り懸けさ
たいか しゆび よ うち か ほんい とぐ またうちまけ むごたら かへりうち せ
 せ闘ハしめ首尾能く打勝ち本意を遂るか又打負て残酷しく返討に為らるゝか
う うた さうはう しゆれん うへ こと うらみ のこ わけ な いのち ぶ じりやう
 打つ打るゝハ双方の手續の上にある事なれば恨を遺す訳も無く命を無事に両
にん のぞ とぐ かいくわ あだうち
 人が望みを遂る開化の讐討(三八丁裏)

事の発端は囲碁であったのだから、囲碁によって決着をつけたらよかろうと、この人物は提案する。主人公は、この「開化の讐討」の提案を承諾し実行することで、「にほんせいふ おきて いま かたき う ことかな 日本政府の法律にて今でハ讐を討つ事叶はず」(三六丁裏)という時代に、「めで

たし――」(四十丁裏)の大団円をむかえられるようになるわけである。

注意しなければならないのは、囲碁による復讐が成立するには、その前提として、仇敵の先非後悔・改心を必要とする点である。仇敵の心底からの反省もないままに、いわば手ぬるい、右の「開化の讐討」は成立しえないのだ。このことは本作より前に出版された五明楼玉輔口演・伊東橋塘編『開明奇談写真廻仇討』(明十七・六、滑稽堂)⁽⁶⁾を参照すればより明らかとなる。

本作では、洋行帰りの開明的な主人公が、父親を毒殺した仇敵を、仇敵の写真を貫くことで討ったことにしようとする。「じつ ぶんめいかいこく実に文明開化の国に育し人ひととて益えきもなき敵かたきうち討ぎ沙汰ざせざるこそ奥床おくゆかしくも又また優やさしけれ」(後編三二丁表)と語り手は賞賛するが、しかし、本作はこれで終わったわけではない。この後仇敵は悪心を起こし、口封じのために主人公達を銃殺しようとするのだ。主人公による開明的な措置には、実効性がなかった。本作において復讐が完了するのは、口封じの目論みが失敗に終わり、仇敵が突然改心してピストル自殺をしたときである。

実力行使による復讐をせずに、開明的な論理に基づいてほかの行為で許そうとしても、仇敵が心底反省していないかぎり、その代案は成立しない。『開明奇談写真廻仇討』の場合、題名とは裏腹に、写真を貫くだけでは復讐は成立していない。仇敵は心身ともに何のダメージも受けていないからだ。仇敵が改心し自殺することによって初めて、つまり自分自身を処罰することによって初めて、本作は復讐を完了させ、主人公の結婚や家再興といった大団円をむかえられるのだ。

『名筆土佐画手帖』の場合もこれと同様で、単に囲碁での勝負が仇討ちの代替策なのではない。仇敵が「しんそこいうくわい真底後悔して其方そなたの為ために自由じゆうに成りなり討うたれんと言いふ了れう簡けんハ神かみに仕つかへる丈だけ有あつて天晴あつぱれ殊勝けなげな心底しんてい」(三六丁裏)であるゆえに、つまり自分自身の悪心を処罰し、死滅させているゆえに、囲碁による決着が成立するのである。仇敵が深く反省もせぬままに、本作における「開化の讐討」が成し遂げられることはありえなかった。

近代日本初期、復讐物語が幸福な結末をむかえるためには、仇敵自身の先非後悔・改心がひとつの鍵となっていた。すでに指摘があるように⁽⁷⁾、半井桃水にこの手法で書かれた作品がある。具体的に見ていくと、『しんべんかい か あだうち新編開化の復讐』(絵入自由新聞、明二一・一・四～二・十五)⁽⁸⁾は、主人公が仇敵に懺悔心を起こさせ、自殺に追い込むことで復讐を達成する作品である。主人公辰造は、仇敵長治に奪われた亡父幸兵衛の財産を取り返すだけではあきたらず、病床に就いた仇敵を看病するふりをしながら、かれに先非後悔の念を起こさせる。辰造は長治に亡父生前の病室をあ

てがい、そこに亡父の遺品を置く。

ちやうち このしつ い はじめ め ふ くわいきふ なかだち
長治ハ此室に入るより始て目に触るゝもの一として懐旧の仲媒ならざるハな
くさなきだに憂鬱として樂しまざるに辰造ハ時々部屋に音紛て何かに付け父が
びやうち も やう かた いで ざんにん ちやうち かう べ ゑ たう じ おもひおこ
病中の模様など語り出けるにぞさしも惨忍の長治も幸兵衛が当時を想起して
ハ頻りに懺悔の念を生じたり（二・十一）

さらに主人公は、亡父の病中日記をわざと読ませることで、仇敵に「字々胸を傷り
句々腸を断ち身躬から死刑の宣告書を読む心地」を起こさせ、「此宣告に寸毫も
不服を訴たへず却つて其執行の速やかならんことを望む」（二・十四）心情にし、
自殺を決意させる。その後、主人公は自殺を制止して仇敵を許し、最終的に、本作
は主人公の結婚や家繁栄といった大団円をむかえるのである。

そのほか、同『春一枝』（絵入自由新聞、明二一・四・五～五・十五）では、終
盤、悪事露見し進退窮まった仇敵が、突然「親の讐と云ふものゝ手を下されぬ今の
法律斯したからハ自殺で済むサア此上ハ息を止め責めて恨を晴らして下さい」
（五・十三）と言って自殺する。作品は貞婦の雪冤、親子再会、才子佳人の結婚と
いった祝福すべきイベントのなかで終わる。

いずれの場合も、仇敵の先非後悔・改心が鍵となっている。本節で取り上げた作
品にあって、「開化の復讐」とは、主人公自らによる実力行使を、仇敵の善心に代
行させることなのだ。仇敵はキリスト教や主人公の計略などによって、善心を刺激
され、自らの悪心を死滅させるにいたる。仇敵に自分自身を攻撃させることにより、
主人公は明治政府の法律により罰せられることなく、復讐を達成するのである。こ
れが、仇討ちが禁止された時代に、復讐物語が幸福な結末をむかえるためのひとつ
の方法であった。

三 刑法による代行

仇討ちを仇敵の善心に代行させるという方法を見てきたが、代行という観点で言
えば、刑法そして公権力によるものも散見される。「刑法は復讐の進化したるもの
である」という穂積陳重の言葉があるように⁽⁹⁾、明治期には、刑法によって復讐を
達成しようとする小説が登場しはじめるのである。いくらか例を挙げよう。

彩霞園柳香『復讐 晴霧島』^{かたきうちほるるきりしま}（明十六・五、開進堂）⁽¹⁰⁾では、主人公隆芳は、西

南戦争時に兄弟夫婦とその子供三人を惨殺した仇敵に対し、次のようにして復讐する。
隆芳は仇敵の潜伏先を突きとめ、仇敵に縄をかける。

その なは ひつ た たかなべけいさつしよ めしつれうつた どうけいさつしよ おい げん
其まゝ縄を引立てゝ高鍋警察署へ召連訴へをなしたるにぞ同警察署に於て原
被を取調べありて翌日鹿児島裁判所へ護送されしが（仇敵は一松原注）遂に同
ねん げじゆんどうさいばんしよ おい いつ か にん ぼうさつ とが し けい せんこく う
年十一月下旬 同裁判所に於て一家五人を謀殺せし科により死刑の宣告を受け
て絞罪の刑に処せられしかば隆芳はじめお花（夫を仇敵一味に殺害された人物
一松原注）等も国に名高き霧島の煙りとゝもに多年の怨も茲に晴行天津風枝も
ならさぬ君が代の正しき治政を感じあへり（二九丁裏）

主人公は仇敵を自らの手で殺害しない。かれが行うのは仇敵に縄をかけて警察署に
告訴するまでで、実際に仇敵を誅するのは公権力である。刑法に基づいて仇敵に死
刑が執行され、それによって、主人公達は怨みを晴らす。公権力が復讐における実
力行使を代行することで、本作は主人公達に幸福な結末を与えるのだ。

めさまし主人『磯打浪』(めさまし新聞, 明二一・四・二二～六・二六)では、
主人公は父親を殺害されたため、世話になっている伯父に、

こんにち じ せい かん かたき う あだ かへ どう せうせつ
今日の時世から考がへますと敵を討つの仇を復すのと申しますと何やら小説で
も読むやうでハゴざいますが素より法律の許さぬ限りハたとへ目前に其の仇を
みいだ けつ そ ぼうくわげき かく ご かな
見出しまでも決して粗暴過激なことはいたしませぬ覚悟でござりますから必
らず俺の一身に御懸念なく彼の讐敵を探ね出します間のお暇が願ひたうござい
ます（五・四）

と申し出て仇敵探しの旅に出る。法律で禁止されている仇討ちを決してしない、と
明言するかれが行うのは、父親殺害の証人をひとり見つけだすことだけだ。かれは
俠客清水の次郎長の助けを借りるなどして、仇敵の悪事を知る芸妓を見つかけだす。
結果、本作は警察が仇敵を逮捕するところで終わる。

二世一筆庵可候『遠山桜』（明二二・九、自由閣）⁽¹¹⁾では、養育者である伯父を
毒殺された主人公が、仇敵の潜伏先を突きとめ、警察に訴えることで復讐を成し遂
げようとする。主人公お富は、「国禁を破つて」でも「切細裂て伯父の遺恨を晴し
ます」「一命を的にして是非復讐する積りです」と怒りに震えて言うが（六六頁）、
婚約者は次のように彼女を説得する。

僕ぼくの考かんがへでハ君きみこれから精神せいしんを注そいいで彼の強賊あ けうぞくを探偵たんていして秘ひそかに警察官けいさつくわんへ
 密告みつこくして飽あくまでも官くわんの手てを借かりて彼等かれらを捕縛ほばくせしめて以もつて絞首台かうしゅだいの鬼おにと化ならしむ
 るを限かぎりとして夫それを以もつて伯父おじに尽つくすべき情義ぜうぎを全まつたふ為したる者ものと為したまへ必
 らず自みづから手てを下くだして生命せいめいハ云いふに及およばず身体しんたいを傷きずつくる事ことなき様やうにと望のぞみま
 す（六七頁）

婚約者の男は、凶賊の仇敵と戦うなどという危険きわまりないことはせずに、警察に告発するまでにとどめるよう、主人公を説得する。懲罰の執行は「官の手」に任せるべきだというわけである。かれは、引用につづく場面で、もし自分の言うことを聞かないならば婚約を破棄するとまで言って、彼女に仇討ちを断念させる。その後、彼女達は仇敵を探しまわり、婚約者の知略によりついにその潜伏先を発見し、警察に逮捕させる。

半井桃水『海王丸』（明二四・一、今古堂）⁽¹²⁾では、父親を殺害され財産を奪い取られた主人公が、仇敵に殺されかけながらも証拠を集め、仇敵を警察に逮捕させる。本作においても、主人公が仇敵に対して行うのは、証拠を集めて警察に告訴するまでである。主人公は、仇敵の連蔵の住処にあった、全くおなじ手口の事件を報じた英字新聞や、味方に付けた証人（もとは仇敵側の人物）などを根拠として、かれの犯罪を暴露する。結果、本作は「夫々目出度取り付き大悪人の連蔵のみハ厳しき処刑に行れしとぞ」（一七七頁）という語り手の言葉で終わる。

本節では、主人公の実力行使を刑法そして公権力に代行させることによって、幸福な結末をむかえる復讐物語を見てきた。これらの作品では、主人公がすることと言えば、仇敵探しや証拠探しをし、警察に訴えるまでである⁽¹³⁾。そして、「法律が代つて讐を討ち、他人に害を為す者を刑するやうになつたならば、最早復讐は必要でなくなるのであります」（穂積陳重）⁽¹⁴⁾とあるように、日本社会が近代に入った以上、本節で見たような方法による復讐が復讐物語の主流になっていくはずであった。つまり、仇敵に然るべき処罰をくだす法制度がある以上、だれも仇討ちを必要としなくなり、したがって、主人公の実力行使をとまなう「野蠻遺伝」（前出「復讐主義の話」）の物語は衰退するはずであった。しかし、明治期にあっては、そのような状況がすぐさま到来したわけではなかったのである。

四 時代小説

仇討ちが禁止された時代に、主人公による実力行使なしで復讐を完了する小説を見てきた。これらの作品では、そのような復讐は明治時代にふさわしい「開化の復讐」と賞賛されたのである。

しかし、この「開化の復讐」が、読者の需要を完全に満たすものであったかは疑問が残る。主人公の艱難辛苦の末に見つけ出された不倶戴天の仇敵が、改心したとはいえ困碁の勝負で許される作品や、警察に引き渡されるだけで終わる作品に、すべての読者が満足したとは思われない。実際、第一節で挙げた悲劇的な結末を持つ復讐物語は、それで満足できないからこそ、主人公に殺人を行わせるのだ。たとえば、島田美翠『かたき討』において、妻子を殺害された主人公は、次のように言う。

むかし かたきうち ほめ じけん いま さつじんはん とが む ほうもの い
 往昔なれば復讐とて誉られもすべき事件が、今は殺人犯の科にて無法者と云は
 るゝが口惜し、仮むば爾にしたところが、最愛の妻を殺され、また最愛の児を
 ころ 殺されて無念ならざる理はあらじ。僕なれば草を分ても其仇は探すべきなり、
 時世こそ異りつれども仇讐に異りなきは古今その道を一にす、不倶戴天と教
 へし仇を汚女々々と人に渡して手寛く制敗さるべきか、殺せしは少しも非なら
 ず、讐討ちとは適れること。如何然ではあらざるか（四二頁）

この主人公は、第二、第三節で見たような方法を拒絶する。かれにしてみれば、仇敵はそのように「手寛く制敗」されるべきではない。自分自身の手によって仇敵を懲罰せねば、溜飲が下がらない。そう強く思うからこそ、主人公は法を犯してでも殺人行為におよぶのである。『遠山桜』の主人公のように、開明的な論理により説得されたからと言って、仇討ちの願いを諦められる者ばかりではなかった。

仇敵を自ら討たねば満足できない、という激情は、第一節で挙げた復讐物語の主人公に共通している。主人公は、「父の為め仮令御法に処せらるゝとも仇さへ討バ一命ハ惜むに足らず」（『川上行義復讐新話』二編中三丁裏）、「今ハ法律が許さねどもと素より命を惜まねバ本懐遂て其后に刑を受けるハ厭ハぬなり」（『涙』七・十）と決意し、悲劇的な結末がくることを知りつつも、仇敵に手をかける。そして、このような作品は、主人公の実力行使を当然の帰結とする読者の需要があったからこそ、制作されていたに違いない。

では、明治期に出された復讐物語は、主人公の実力行使を肯定するすべを持たなかったのだろうか。つまり、上述のようなやむにやまれぬ激情に迫られて暴力行為におよぶ主人公には、悲劇的な末路以外残されていなかったのか。実のところ、そうではなかったのである。たとえば、菊亭静閑・水亭清編『明治紀聞赤穂復讐』^{めいじ き ぶんあこうのあだうち}（明十六・八～九、太平堂）を見てみたい。

村上真輔は知事の信頼厚い忠儀の家臣。維新後、明治政府が留学生を募集した際、村上真輔は水谷嘉一郎という優秀な若者を洋行させようとしており、娘明石の伴侶にもかれを考えていた。奸臣の山下鋭三郎達はこれに不服で、村上真輔を殺害した後ゆくえをくらます。息子の村上六郎は仇敵とその証拠探しの旅に出る。近畿一円を探しても見つからなかったが、ある日、六郎は偶然山下一味の手下を発見する。その手下は山下一味の潜伏先や、山下一味が村上真輔を殺害したことまで白状する。これを受け、村上六郎は水谷嘉一郎らと協力して仇討ちをする。そして、本作は以下のようにして結ばれる。

村上一家の喜びは物に譬ふるものもなく殊には知事にも満足ありて早々目見を
 賜はるのミか厚く其忠孝を賞されて家禄をさへ旧に復し其余水谷を始めとし助
 太刀の人々へも其々の賜物ありて喜ぶ中にも（中略）偕て明石をば水谷方へ引
 取つて公然の婚儀を調へ諸事此に収結けるは此歳の夏の初旬と聞へける大尾
 （下巻二六丁裏）

主人公は仇敵を殺害しながら、幸福な結末をむかえられている。本作は、褒賞や結婚といった祝福すべきイベントのなかで終幕するのである。なぜこのような結末が可能だったのだろうか。理由はただひとつ。本作の物語世界が、仇討ち禁止令前からである。引用にある「此歳」とは明治四年であった。

近代日本初期、復讐物語は、その舞台が仇討ち禁止令前の世界であれば、実力行使をした主人公に幸福な結末を用意することができた。本作の場合、舞台を明治期としながらも、明治六年（一八七三）二月より前の仇討ちであるために、引用のような祝福に満ちた結末が可能となったのである。

実は、当時、幕末維新时期さらには江戸期を舞台としたこの種の復讐物語が多産されていた。その状況を受けて、本稿冒頭に引用した新聞社説の嘆息が発せられていたのである。例示はいくらでも可能だが、いまは、ここまでで取り上げた小説家の作品に限定し、時代小説（歴史小説）であれば仇討ちを誉れ高き行為としえたこと

を確認する。

高島藍泉『蝶鳥筑波裾模様』(明十七・四, 愛善社)⁽¹⁵⁾は、明治戯作における仇討ち物の代表作のひとつとされる⁽¹⁶⁾。著者の藍泉は本稿冒頭の引用にて、文明開化の世では「君父の讐討も首尾能く仕遂た所が人殺の処刑は脱れず」と託っていたが、本作ではそのような結末にする必要がなかった。水戸藩士の主人公兄弟は、父親を闇討ちした仇敵を、明治三年二月に筋違見附付近で討つ。結果、兄弟は「水戸へ帰参し家禄旧の如くに賜ひて復讐の功を賞されたり」(下巻三五丁表裏)となり、「めでたし〜」(下巻三六丁裏)の大団円をむかえるのである。

彩霞園柳香『開化余情復讐美談』(明十七・六, 絵入自由出版社)⁽¹⁷⁾では、主人公伝十郎が、伯父と父親を暗殺した仇敵を弘化三年八月六日に討つ。その末尾では、褒賞、ヒロインお秀との結婚、家繁栄といった慶賀の言葉が並べられる。

隠岐守殿よりハ早速伝十郎へ帰参を命ぜられ亡父の伝之丞の秩禄のうへに更に
新地を加増されお秀を喚迎へて妻となし(中略)家門繁昌して今猶其子孫連
綿たりと聞く嗚呼伝十郎の如き一身父と叔父の仇を報ずる亦是一条の美談なり
と思ふまゝ拙なる筆をも顧省す長々しくも斯ハ記しつ(五三丁裏)

半井桃水『花の涙』(絵入自由新聞, 明二一・五・十九〜六・十六)では、幕末、勤王派の父親を殺害された主人公が、臆病者をよそおいながら仇敵を探り、佐幕派の仇敵を討つ。その後藩は勤王派となり、維新後主人公は「明治の元老」と仰がれるまでに立身出世し、ヒロインとの間に多くの子をもうける。同『小町奴』(明二二・十二, 今古堂)⁽¹⁸⁾では、江戸期、理不尽な理由で俠客の父親を斬首のうえ獄門とされた主人公が、俠客となって仇敵の武士を討つ。町奉行遠山甲斐守の良裁判により、主人公は無罪となり、田畑宅地を回復する。本作は「唯目出度し」と擱筆される。

見てきたように、仇討ち禁止令後に出された復讐物語であっても、時代小説であれば、仇討ちを賞賛すべき善行とすることができたのである。物語世界が明治期現在である場合に苦心していた小説家も、仇討ち禁止令前を物語世界としたならば、躊躇なく幸福な結末を書き込むことができた。指摘されているように、明治十年代中盤から江戸期あるいは幕末維新时期を舞台とする小説が大量に登場している⁽¹⁹⁾。それは当時、相対的にはあるが、現代小説よりも時代小説の方に、表現の自由があるように見えたからに違いない。明治十年代前半に流行した時事小説は、善悪の

判断にいたるまで裁判所の判決文に制約を受ける⁽²⁰⁾。本稿で見てきたように、虚構性の強い小説であっても、同時代を舞台とするかぎり、明治政府の法律を無視するわけにはいかない。このような状況のなかで、より自由な物語が読者や制作側から希求されて、時代小説が多く作られるようになったのである⁽²¹⁾。

当時、時代小説とは、明治政府の権力がおよんでいない過去世界を舞台とした小説の謂であり、その意味で、明治期現在から自由になれる表現領域であった。これが、明治十年代中盤より時代小説が流行する理由であったと考えられる。

五 正当防衛

しかしやがて、物語世界を明治期現在としながらも、主人公の実力行使を否定せず、幸福な結末をむかえられる方法がひとつ発見されることとなる。正当防衛である。これに着目した復讐物語の例として、小宮山天香『こころづくし』（東京朝日新聞、明二二・七・七～八・四）⁽²²⁾を挙げることができる。

伊豆天城山のふもとに式根勤一という孤児の少年がいる。父親勤吾右衛門は裕福であったが、銅山事業に手を出し外国人に欺されて破産、失意のうちに他界する。一家破産するほどに銅の価値が下落したのは、実に鉄が跋扈するせいであった。勤一は鉄と戦って、銅の価値を上昇させ、家を再興するという大望を抱く。ある日、勤一は英国人ドレーキと出会う。ドレーキは鉄商人で、亡父を裏切った外国人であった。勤一は鉄に反応する水雷艇の発明に着手し、その実験に勤しむ。ドレーキはそんな勤一を激しく憎み、勤一の実験場がある島に自身の汽船ビクトリア号で向かい、砲撃する。勤一の発明はなかなか成功しなかったが、最後に作った水雷艇により、ビクトリア号を沈没させる。負傷したドレーキは損害賠償を求めるが、勤一の実力行使は正当防衛とされる。勤一の発明は農商務大臣、某侯爵、海軍兵器局、外国人工師などに賞賛され、米国の新聞もこれを報じる。結果、銅の価値が再考され、上昇する。勤一は家を再興し、許嫁と結婚する。

主人公勤一は、仇敵ドレーキに対し新発明の軍事兵器により報復し、汽船を撃沈したうえにかれを負傷させる。憤ったドレーキは損害賠償を求めて裁判を起こすが、しかし、勤一の行為は罰せられない。

勤一がドレーキに対して為したる挙動ハ畢竟一ツとして正当に其身を護る防禦に出たるものならぬも無ければ常に恣まゝなる権柄をもて日本人に当る外

国の法^{こく}官^{はふくわん}も左^さ迄^{まで}の依^え怙^こハ叶^{かな}ふまじとの事^{こと}にて臆^{やが}て其^{その}事^{こと}さへ泣^{なき}寐^ね入^{いり}の様^{さま}とハな
りにけり（八・四）

「外国の法官」による領事裁判であっても、ドレーキの方に完全な非があるので、勤一の実行使は正当防衛とされるのである。結果、勤一は家を再興し、許嫁と結婚するという幸福な結末をむかえる（本作については後でふたたび触れる）。

正当防衛は、仇敵が日本人であっても可能であった。明治十五年（一八八二）施行の刑法三一四条に、「身体生命ヲ正当ニ防衛シ已ムコトヲ得サルニ出テ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ自己ノ為メニシ他人ノ為メニスルヲ分タス其罪ヲ論セス」と明記されていたからである。彩霞園柳香『滋賀^{おさなご}土産^{あだうち}幼児の復讐』（明二二・九、井上勝五郎刊）⁽²³⁾では、かつて実母を殺害された主要登場人物の志津子が、仇敵時彦による養母殺害の現場に居合わせ、その場でかれを銃撃する。仇敵は後日死亡。しかし、「志津子は時彦を狙撃したりと雖ども元来養母を切害されしを見殊には其身に及ばんとするの時に際し居たれば之れを撃ちしハ所謂正当防禦なりとて之れ亦無罪との判決をぞ下しける」（一三四～一三五頁）となる。実母と養母を殺害した仇敵をみずから討ちながら、志津子は罰せられない。

『明治の復讐』（無署名、大阪朝日新聞、明二五・六・十二～七・三）では、医学の師匠を理不尽な理由で殺害された主人公源次郎が、正当防衛に擬装して仇敵郷太郎を討つ。復讐成就の前、稲田という協力者が、郷太郎を討とうとはやる源次郎に、以下のようなアドバイスをする。

「早^{はや}りたまふは道理ながら昔^{だうり}とちがひ当^{むかし}今は主^{たうこん}親^{しゆうおや}の敵^{かたき}でも自^じ儘^{まい}に殺^{ころ}せば謀^{ぼう}殺^{さつはん}犯^{はん}にて死^し罪^{ざい}の処^{しよけい}刑^{けい}をうけねばならずよし其^{その}死^し罪^{ざい}を厭^{いと}はぬまでも夫^{それ}では却^{かへ}つてあはて者^{もの}と世^せ間^{けん}の人^{ひと}に笑^{わら}はるれば敵^{かたき}をうつて其^{その}の身^みは無^む事^じに助^{たす}かる工^く夫^{ふう}をするがよい「先生^{せんせい}のお言^{こと}葉^はなれど其^{その}様^{やう}な勝^{かつ}手^てのよい工^く夫^{ふう}の出来^でやうはすはない「否^{いや}々^へさうでない当^{たう}時^じの法^{ほふりつ}律^{りつ}では（中略）御^ご承^{しやう}知^ちの如^{ごと}く正^{せい}当^{たう}防^{ぼう}衛^{えい}といふて強^{がう}盗^{たう}または悪^{わる}漢^{もの}に迫^{せま}られ先^{さき}を殺^{ころ}さねば自^じ分^{ぶん}の命^{いのち}が危^{あや}ふいといふ場^{ばあい}合^{ごう}合^{たう}には殺^{ころ}しても罪^{つみ}にはならぬといふ箇^か条^{でう}あれば此^{この}箇^か条^{でう}を利^り用^{よう}して郷^{がう}太^{たう}郎^{らう}を強^{おと}盗^{うしろ}に落^{きり}し後^ご傷^きをつけぬやうに切^{きり}殺^{ころ}せば無^む事^じに本^{ほん}望^{まう}を遂^とげられる道^{だう}理^り（七・二）

稲田は主人公に、法律にて罰せられぬよう、正当防衛をよそおって本懐を遂げよと忠告する。実際、そのために、稲田は仇敵に強盗になるようけしかけ、実行させる

のだった。主人公は仇敵を斬殺しながら、裁判所にて「^{まつた}全く^{おひおと}追落しに^{せま}迫られ^と余儀なく^{ころ}殺したる^{しょうせき}証跡あれば^{せいたうぼうゑい}正当防衛なりとて^{そのつみ}其罪を^{ゆる}免され」(七・三)る。その後、主人公は稲田を仲人として結婚式を挙げ、本作は終幕する。実際には主人公側の計画的な殺人行為であっても、正当防衛であるという辻褃さえ合わせておけば、復讐物語は幸福な結末をむかえられたのである。

本節では、正当防衛という方法によって、幸福な結末をむかえる復讐物語を見てきた。この方法には、物語世界が明治期現在であり、且つ主人公が実力行使により復讐を達成するにもかかわらず、その実力行使が否定されないという利点があった。とはいえ、この方法による復讐物語が、いまのところ管見にあまりおよんでいないことを付記しておく。この方法では、仇敵が主人公に先制攻撃を行う状況が設定されねばならない。それが制作者にとって足枷であった可能性がある。

六 国権小説

以上、明治政府の法律によって仇討ちが禁止された後に、どうすれば復讐物語が幸福な結末をむかえられたのかを探ってきた。仇敵に対する主人公の実力行使が厳罰化された時代に、どうすれば主人公の艱難辛苦は報われたのか。本稿の見解では、代表的な解決方法は次の三点であった。

第一は、主人公の実力行使を何かに代行させるという方法。この方法はふたつある。ひとつは仇敵の善心に復讐を代行させるもの。宗教や主人公の計略などによって仇敵の善心が呼び覚まされ、その悪心が滅ぼされる。仇敵の先非後悔・改心をもって、復讐が成就したことにされる。ふたつめは刑法ないし公権力に代行させるもの。この方法で主人公が行うのは、仇敵や証拠を採し出して警察に訴えるまでである。あとは、刑法そして公権力が仇敵を処罰する。⁽²⁴⁾

第二は、物語世界を明治政府の権力がまだおよんでいない過去に設定するという方法。すなわち時代小説(歴史小説)である。時代小説では、仇討ちを善行として賞賛することが可能であった。第一の方法を手ぬるいと感じる不満は、この方法によって、ある程度解消されたと推される。明治十年代中盤より時代小説が多数制作されるが、それは明治期現在を舞台とするよりも、江戸期などの旧時代を舞台とした方が、相対的に自由な物語世界が開けていたからに違いない。

第三は、正当防衛という方法。正当防衛は明治十五年施行の刑法に明記されていた。この方法を採用すれば、復讐物語は、舞台を明治期現在としながら、主人公の

実力行使を否定せずともよくなる。つまり、第一、第二の方法では不可能であったことが可能になる。ただし、仇敵が先に攻撃を仕掛ける状況を設定しなければならないという、やや面倒な条件があるためか、この方法による復讐物語は、第一、第二の方法に比べ少ないように思われる。⁽²⁵⁾

ところで、第二に示した、物語世界を明治政府の権力がおよんでいない時代に設定すれば、仇討ちを賞賛することが可能であったという事実は、すぐさま次のことを予感させるであろう。つまり、物語世界を明治政府の権力がおよんでいない場所に設定すれば、仇討ちを賞賛することが可能になるのではないかということである。すなわち、明治二十年前後より多数発表される国権小説とは、実は、近代日本における復讐物語のひとつの帰結なのではないか。

あらためて小宮山天香『こころづくし』を見てみたい。本作では、英国の鉄商人ドレーキに対する主人公勤一の復讐は、そのまま、西洋の強国に対する日本国の復讐として表象されている。ドレーキ——ノルマントン号事件のドレーク船長を連想させる——の商う鉄とは西洋強国の象徴であり、勤一が亡父から受け継いだ銅(山)は日本国の象徴なのである。勤一がドレーキに向かって以下のように宣言する場面がある。

あなた てつざいしやう わたくし どうざん し こ あなた ないこくじん しやうばい
貴卿ハ鉄材 商であります僕ハ銅山師の子であります貴卿ハ内国人との商 売
でお り え き え わたくし ちい ぐわいこくばうえき しんだい ほろ またせいめい うしな
で多くの利益を得ましたらう僕の父ハ外国貿易で家産を滅ぼし又生命をも亡
つたのであります貴卿ハ英吉利人 イギリス じん えいこく ため つく わたくし に ほんじん に ほん
ため つく あなた はくじん どうしよくじんしゆ いや わたくし どうしよくじんしゆ
為に尽さねばなりません貴卿ハ白人で銅 色 人種を卑しませう僕ハ銅 色 人種
はくじん いや はくじんしゆ どうしよくじんしゆ ほろ いた ひ
で白人を卑しませねばなりません白人種ハ銅 色 人種を滅ぼさうと致して居るの
であります銅 色 人種ハ白人種と戦はねばなりません(七・十二)

要するに、勤一にとって、鉄商人ドレーキは「亡父勤吾右衛門を欺きて不義の利を
むさぼ がうよく む ざん ぐわいこくじん に ほんていこく ち すひつく
貪りたる強慾無慚の外国人」であるだけでなく、同時に「日本帝国の血を吸尽さ
んとする悪鬼」(八・三)でもあるのだ。勤一が鉄の価値を下落させ、銅の価値を
上昇させることは、単にドレーキの商売を凋落させ、自家の銅山を興すだけではなく、
西洋強国を下落させ、日本国を上昇させることをも意味した。そして、本稿では、
仇敵ドレーキ＝鉄＝西洋強国に対する勤一の感情を、国権小説の代表作である
矢野龍溪『報知 浮城物語』(明二三・四、報知社)⁽²⁶⁾における、英雄作良義文の以下の
科白と比べてみたいのである。

(欧州人は一松原注) 其の本国に於けるや、信義を重んじ礼節を尊ふと称しなから其の一たひ足を他洲に容るゝに及ては非法無礼、他の人種を遇する幾んど禽獣を以てす、我々豈天に代て彼等の暴横を懲らさるを得んや、正弱を助けて邪強を挫くは仁人義士の素懐なり、絶世を継ぎ廃国を興す元と是れ日本男子の本分 (三一三～三一四頁)

「日本男児の本分」として、「非法無礼」な西洋強国と戦わねばならない、とする作良のこの憤怒は、勤一の仇敵に対する感情と共通しよう。すなわち、作良の憤怒には、西洋強国に対する復讐心——不平等条約に対する復讐心——がある。周知のように『浮城物語』をはじめとする国権小説の多くが海外雄飛を主題としている。それらの作品の底流には、復讐を海外にて達成しようとする野望があるに違いない。国内を舞台とする『こころづくし』では正当防衛という手続きを経なければならなかったが、海外ではその必要がなくなり、仇敵を直接的に攻撃することができる。

おそらく、国権小説とは、舞台を海外に求めた復讐物語なのだ。近代日本初期、復讐物語は、国内での仇討ちが禁止された結果、国権小説を通じて国外へと拡大していったのである。

注

1. 太政官布告第三七号に、「人ヲ殺スハ国家ノ大禁ニシテ人ヲ殺ス者ヲ罰スルハ政府ノ公権ニ候処古来ヨリ父兄ノ為ニ讐ヲ復スルヲ以テ子弟ノ義務トナスノ風習アリ右ハ至情不得止ニ出ルト雖トモ畢竟私憤ヲ以テ大禁ヲ破リ私義ヲ以テ公権ヲ犯ス者ニシテ固擅殺ノ罪ヲ免レス」とある。
2. 差し当たり明治二十年前後までとする。ただし一部例外がある。
3. 個々の作品や作家に関する先行研究は見付けられたものの、本稿と同様の問題設定を持つものは、管見の範囲では見当たらなかった。ご教示願う。近世期については、小二田誠二「仇討小説試論」(『日本文学』三八-八、一九八九年)が参考になった。
4. 本間久雄『新訂明治文学史』上巻(一九四八年、東京堂、九四頁以下)や興津要『転換期の文学』(一九六〇年、早稲田大学出版部、七〇～七一頁)などを参照。
5. 初出は絵入朝野新聞、明十八・一・一～一・二九、無署名、原題「名筆土佐画手鑑」。
6. 本作に関連する先行研究に、中込重明「落語「写真の仇討」をめぐる」(『日本文学論叢』二二、一九九三)がある。
7. 馬場美佳『『小説家』登場一尾崎紅葉の明治二〇年代』二〇一一年、笠間書院、一三五頁。
8. 明二四・三、今古堂より単行本化。

9. 穂積陳重『復讐と法律』一九三一年、岩波書店、三二一頁。
10. 初出は本文付記によれば有喜世新聞。未確認。
11. 初出はやまと新聞、明二二・三・十七～五・十九。
12. 初出は東京朝日新聞、明二二・十一・二六～十二・二九。
13. おそらく、この仇敵（犯人）探し、証拠探しをより合理的にしたものが探偵小説へと繋がっていくのであろう。実際、伊藤秀雄『改訂増補黒岩涙香その小説のすべて』（一九七九年、桃源社、四五～四六頁）が指摘しているように、黒岩涙香訳の探偵小説には復讐の要素を含んだ作品が多い。
14. 穂積前掲書、三二四頁。
15. 初出は「芳譚雑誌」明十六・六～十七・三。未確認。
16. 注4におなじ。
17. 初出は開花新聞、明十六・十二・二九～十七・三・十三。
18. 初出は東京朝日新聞、明二二・九・四～十・十五。
19. 柳田泉『明治初期の文学思想』（上巻、一九六五年、春秋社）は、明治十年代中ごろより新聞小説が徳川化しはじめると指摘する（一九八頁以下）。興津要「〈つづきもの〉の研究」（『明治開化期文学の研究』一九六八年、桜楓社）は、明治十四年ごろから新聞小説が過去世界に逆行する傾向を見せはじめると指摘する（七四頁以下）。本田康雄『新聞小説の誕生』（一九九八年、平凡社）は、明治十二年（朝日新聞）、十三年（東京絵入新聞）ごろから時代小説の新聞掲載がはじまり、明治十年代後半にはそれが流行したと指摘する（一三一～一三三頁および二一〇～二一三頁）。これらの小説は新聞に掲載後、単行本化されるものが多い。
20. この点、拙稿「新聞種と小説」（『言語文化』五三、二〇一七年）を参照されたい。
21. 従来、明治十年代における時代小説流行の原因は、以下のようにされてきた。柳田前掲書と興津前掲論は、①明治政府の保守化、②民間における探古趣味の流行、③制作側に根強く残る封建的世界観（戯作精神）を指摘する。本田前掲書は、④当時の新聞が報道機関である以上に、娯楽的な読み物として存在したことを指摘する。
22. 署名は桂華山人だが、これは天香小宮山桂介の別号であると判断した。根拠は以下の通り。①この時期、天香が東京朝日新聞の主筆であったこと。②天香には桂花散人の別号があること。③東京朝日新聞掲載の合作『寄木のお茶箱』（明二一・七・二～七・十二）には著者として即真居士（天香別号）ほか四人の名があるが、次の合作『うちわ車』（同七・二〇～七・三一）にはその四人はそのままに、即真居士の名だけがなくなり、代わりに桂華山人の名があること（こちらにはもうひとり斎藤緑雨が加わっている）。①②は柳田泉『政治小説研究』（下巻、一九六八年、春秋社）による。ほか、作品の内容的にも、小宮山天香著としてよいと思われる。
23. 初出は序によれば今日新聞。未確認。
24. 推測するに、代行という方法はほかにもあると思われる。たとえば第三者による代行。つまり、主人公が実行使をする前に、仇敵が偶然だれかによって殺される（何かによって死ぬ）、というものもあるかもしれない。
25. 無論この三点のみが解決方法なのではないだろう。たとえば、佐伯半鼻『野路の菊』

（明二一・十，駸々堂）では，主要登場人物が，明治十年の西南戦争時，西郷軍として出兵していた仇敵を討つ。引き続き調査を行っていききたい。

26. 初出は郵便報知新聞，明二三・一・十六～三・十九，原題「報知異聞」。

付記

本稿における著者名は便宜上，代表的なものを用いた。引用は，自由燈，絵入自由新聞，めざまし新聞は国立国会図書館のマイクロフィルム，朝日新聞は聞蔵Ⅱ，『川上行義復讐新話』は早稲田大学図書館（古典籍総合データベース），それ以外の単行本は国立国会図書館（デジタルコレクション）による。引用に際して旧字は新字に改めた。漢字表記，ルビ等に誤りと思われるものもあるが，一部を除いて原文通りとした。